

土森委員長 | ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。
 本日は、皆様の御協力によりまして、特別委員会報告書、委員長報告、条例案の
 取りまとめなど全てを決定したいと存じますので、よろしく申し上げます。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

1. 委員会報告書について

土森委員長 | 前回の委員会では、委員会報告書のたたき台をお示しし、皆様からの御意見を
 いただきました。
 そして、案文の文言等の修正については、正副委員長にお任せいただき、本日の
 委員会で成案とすることとしておりました。
 それでは、お手元に特別委員会報告書と新旧対照表をお配りしておりますが、新
 旧対照表をごらんください。
 前回、皆様からいただいた御意見をもとに修正した部分を抜粋していますので、
 御確認をお願いします。
 何か御意見はありませんか。

(な し)

土森委員長 | ないですね。
 特に御意見はないようですので、特別委員会報告書は、この案文のとおりという
 ことで、その他軽微な文言修正などについては、正副委員長一任とさせていただき
 たいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

土森委員長 | それでは、さよう決めます。

2. 委員長報告について

土森委員長 | 次に、委員長報告についてであります。
 お手元に案をお配りしています。
 書記に朗読させます。

書記 | 議員定数問題等調査特別委員長報告案
 議員定数問題等調査特別委員会が付託を受けました県議会議員の定数、選挙区及
 び選挙区別議員定数についての、調査の経過並びに結果について御報告いたします。
 当特別委員会は、平成 28 年 6 月定例会において設置され、以来 8 回にわたる委員
 会と関係町村長からの意見聴取を実施し、平成 27 年の国勢調査の結果や市町村の実
 情を考慮し、論議を重ねながら、県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数
 について総合的に調査検討を行ってまいりました。
 まず、議員の定数についてであります。
 平成 27 年の国勢調査の確定値によりますと、本県の人口は 72 万 8,276 人となり、
 平成 22 年の国勢調査と比べると、人口の減少が一層進んでいることが明らかとなり
 ました。
 都道府県議会の議員の定数は、県が条例で自由に定めることができることから、
 選挙区等の見直しとあわせて議員定数についても検討する必要性がありました。
 次に、選挙区及び選挙区別議員定数については、平成 25 年 12 月の公職選挙法の
 改正により、選挙区は、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の
 制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとさ
 れたことから、選挙区の本格的な見直しについて検討する必要性がありました。
 また、議員定数と選挙区を現行のままとした場合、平成 27 年の国勢調査に基づき、

公職選挙法第 15 条の規定による人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が定数 17 人で 2 人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区がそれぞれ定数 1 人で 1 人減となることに伴う、同条第 8 項ただし書の適用の問題が明らかとなりました。

これらの課題について、議員定数をどうするのか、また、選挙区の見直しはどのように行うのか、さらには、選挙区別の議員定数は人口比例の原則によるのか、それともただし書を適用するのか、といったことなどについて論議を行いました。

審査の過程では、委員からさまざまな意見が出されましたが、調査結果は、お手元に配付されております特別委員会報告書のとおりでありますので、ここでは、検討経過、検討課題、審査・調査の概要は省略させていただき、その内容のうち主要な部分であります「まとめ」の部分について御報告申し上げます。

まず、議員定数についてであります。現行どおりの 37 人とし、選挙区及び選挙区別議員定数については、現在の高岡郡選挙区を、中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区と佐川町・越知町・日高村選挙区に区分し、定数は 2 人と 1 人とする。

また、高知市選挙区、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区については、公職選挙法第 15 条第 8 項のただし書を適用し、現行どおりの定数とすることにいたしました。

当特別委員会は、改正公職選挙法及び平成 27 年の国勢調査の結果に基づき、県民の声や意見を議会に届けるためには、議会の適正な定数や選挙区はどうあるべきかについて、前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて、地域を代表する関係町村長の意見も聞きながら検討を行い、今回の結論を出すに至りました。

本県においては、今後も人口の減少や都市部と郡部との人口格差、少子高齢化が進行すると思われれます。そうした中で、面積の広い本県において県民の声をいかに県政に反映させていくかという課題意識のもと、今後の国勢調査の結果や地域の状況変化を考慮しながら、長期的な視野を持って、議員定数や各選挙区を含めた適正な議会のあり方について議論を行っていく必要があると考えます。

以上の結論について御報告いたしますとともに、この報告書の内容に沿って「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案を提案することにいたしましたので、申し添えます。

同僚議員各位の適切なる御判断を、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

土森委員長

それでは、この案をもとに委員長報告の取りまとめをいたしたいと存じます。何かありましたら、御意見をお願いします。

(な し)

土森委員長

ないですね。

委員長報告につきましても、ただいま協議いたしました内容とし、その他文言調整は、正副委員長に御一任いただくということで、いかがでしょうか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決めます。

3. 条例案について

土森委員長

次に、お手元にお配りしてある条例案についてであります。事務局に説明させます。

横田議事課長	<p>条例案について説明をさせていただきます。 資料の2枚目の新旧対照表をごらんください。 第2条の表中、アンダーラインを引いている部分が改正箇所でございます。 旧の表に記載のとおり、高岡郡選挙区は高岡郡を区域として、選挙すべき議員の数は3人と定められておりましたが、当委員会での結論を踏まえ、新の表にございますとおり、中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区と佐川町・越知町・日高村選挙区に区分し、選挙すべき議員の数は2人と1人とするように改正することとしております。 1枚目にお戻りください。 附則において、「この条例は、次の一般選挙から施行する」としております。何もなければ、次回任期満了に伴いまして、2019年、平成31年の県議会議員選挙から適用されることとなります。 説明は以上でございます。</p>
土森委員長	<p>質問はありますか。</p> <p>(なし)</p>
土森委員長	<p>ないですね。 それでは、条例の改正につきましては、この内容で御了承願いたいと思います。 なお、条例議案につきましては、この特別委員会の委員の連名で本会議に提出することとなりますが、よろしいでしょうか。</p>
塚地委員	<p>異議がございます。 私はこの間も一貫して、議論のあり方の問題、また今回の分区によって新たな1人区が生じる問題などで、委員長報告の内容にも反対の意思を示してまいりました。 委員長報告はこのような結果となりましたけれども、条例議案については、提出者に名前を記することはできません。反対の意を表明しておきます。</p>
土森委員長	<p>ただいま塚地委員から、署名はできないという意見がありました。 それでは、塚地委員以外の委員の連名で提出することにいたしますので、御了承願います。</p> <p>(了承)</p>
4. その他	
土森委員長	<p>その他で、何かございませんか。</p> <p>(なし)</p>
土森委員長	<p>本日の協議事項は、以上であります。 これをもちまして、当特別委員会も終了することとなります。まことに御協力ありがとうございました。 委員長のお礼の挨拶をさせていただきます。 この特別委員会は、昨年6月定例会に設置をされました。以来、各委員の皆さんの大変な御尽力、御努力によりまして、本日まとめることができました。 協議事項等々で、ずっと副委員長に支えていただきまして、心から副委員長にも感謝申し上げたいと思います。 他の県におきまして、これに類する特別委員会が設置をされたところもありますが、まとまらないという県もありました。しかし、高知県議会のこの定数問題等調</p>

査特別委員会は、委員の皆さんの大変な御尽力によりまして、まとめることができましたこと、委員長として心から厚くお礼を申し上げます。

いよいよ、次期選挙に向けての条例ができますので、各位努力をしていただきまして、それぞれの選挙区で頑張っていただければと思う次第であります。

本当にありがとうございました。

それでは、以上で終わります。御苦労さまでした。